# 県営住宅5月期例月募集

## 〇募集期間 令和6年5月10日(金)~18日(土)

\*郵送の場合 10日~18日までの消印有効

\*持参の場合 令和6年5月10日(金)、13日(月)~17日(金)

午前8時30分~午後4時30分

**О抽 選 日** 令和6年5月23日(木)午前9時30分~

**○入居可能日** 令和6年7月16日(火)以降で公社の指定する日

抽選で当選された方は後日資格審査を受けていただき、合格された方に入居していただきます。

※ 令和 6 年 4 月 1 日入居より、連帯保証人制度が廃止され、代わって緊急連絡先が 2 名必要 となりました。

# 募集団地及び戸数

地区	団地名	タイプ	募集枠	単身 区分	戸数	IVV-Å-	部 屋 番 号
静岡市清水区	押切西	A (居住改善)	一般	_	2		4-306(3 階) 3-405(4 階)
			子育・新婚	_	2		3-306(3 階) 4-303(3 階)
静岡市葵区	東部	A(居住改善)	一般	可	1		0-390(5階) 注1
			子育・新婚	1	1		M-326(1 階)
		J	一般	可	1		1-121(1階)
			子育・新婚	1	1		1-206(2階)
		K	子育・新婚	_	1	0	2-213(2階)
	   古瀬名 	A (特別空家)	子育・新婚	_	1	階段 室型	K3−326 (3 階) <b>※</b>
	平 和	Е	子育・新婚		1	0	110(1階)
	伝馬町	С	子育・新婚	1	1	$\circ$	1-207(2階)
	新田	C (特別空家)	一般	可	1	$\circ$	1-404(4階)※
	安倍口	A (居住改善)	一般	可	1	_	11-380(5階)
		G	一般	可	1	階段 室型	8-274(4 階)
静岡市駿河区	丸子	B (居住改善)	一般	_	2	_	5-202(2階)
							5-403(4階)
			子育・新婚	_	1		7-403(4 階)
	長田東	В	子育・新婚	_	1	0	A-404(4 階)

地区	団地名	タイプ	募集枠	単身 区分	戸数	IV-9-	部屋番号
焼津市	田 尻	В	一般	可	2	0	F-101(1 階) E-206(2 階)
			子育·新婚	1	1		J-304(3 階)
		D	一般	1	1	0	E-404(4 階)
			子育・新婚	1	1		G-301 (3 階)
		F	一般	可	1	$\circ$	1-705(7階)
	小川竪小路	- (居住改善)	一般		1	_	4-403(4階)
藤枝市	藤岡	A	子育・新婚	1	1	_	1-103(1階)
	小石川	В	一般	1	1	_	A-201(2階)
	青 洲	A	一般	1	2	_	2-302, 5-304(3 階)
島田市	六 合	A (居住改善)	子育·新婚	1	1	_	2-206(2階)
	島田南	_	一般	_	1	_	1-206(2階)
15団地							

**※印**の住宅は**特別空家**(居住者の方が看取られずに室内で亡くなられた部屋等)ですのでご 了承ください。(特別空家タイプに申し込む場合は、申込書の「タイプ」欄の()に必ず「特別空 家」と記入してください。)

注1: 東部団地Aタイプ(居住改善)0-390の間取りは1LDK(6畳・LDK)です。

- ◎部屋の指定はできません。
- ◎「子育・新婚世帯枠」とは、下記に該当する世帯が優先的に申込みできる募集枠です。 (上記募集団地一覧表においては、「子育・新婚」と表示しています。)
  - **子育て世帯**=高校生(相当する年齢を含む)以下の子どもがいる世帯。

※平成18年4月2日以降に生まれた子がいる世帯

- 新婚世帯=申込日時点で婚姻日から3年を経過していない方で、夫婦の合計年齢が80歳以下の世帯、婚約者は婚姻日が入居予定月から3か月以内の方
- ◎「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者の方は、入居資格要件が緩和されています。詳しくは、公社にお問い合わせください。
- ◎「居住改善」は主に浴槽・給湯器等を県で設置してある住宅です。居住改善タイプに申し込む場合は、申込書の「タイプ」欄の()に必ず「居住改善」と記入してください。

## 例月募集終了後の先着順受付(郵送不可)

申込みが募集戸数に満たない場合は、募集期間終了後の翌日から起算した4営業日後以降、 月末まで(土・日曜日、祝日を除く)先着順(郵送不可)で受付します。

#### 5月23日(木)~31日(金)午前8時30分~午後4時30分

※午前8時35分時点で申込みに来ている方が複数いる場合は、その場で申込順位の抽選を行います。

#### 常時受付

例月募集で複数月連続して申込みがなかった住宅は、常時受付を実施しています。

受付時間は午前8時30分から午後4時30分まで(土・日曜日、祝日を除く)で、先着順で窓口のみ(郵送不可)での受付となります。

令和 6 年 4 月 1 日より、常時受付では単身申込みできる方の年齢が 18 歳以上となりました (例月募集と先着順受付の単身申込みできる方の年齢は 60 歳以上です)。

常時受付では、単身者が「令和 6 年度県営住宅のご案内(募集)」の「単身可」でない住宅へ申込みできる場合があります。また、車椅子使用者向き住宅も、車椅子を使用していない方でも、申込みできる場合があります。

詳細はお問い合せください。

### 2 戸 募 集

親子等(互いに入居資格のある二親等内の親族に限る。)が広い暮らし空間を確保するため、県が指定した隣接する2部屋を併せて募集します。

両方の世帯から希望があった場合、県でベランダにある住戸間の隔板を撤去し、双方で行き来ができるようにします。なお、撤去の際に入居者の負担はありません。

2世帯が2部屋を申込みしていただきます。片方の部屋のみの申込みは出来ません。

県営住宅借受申込書のタイプの()内に <u>2 戸募集</u>と記載して、2 世帯分の申込書を提出してください。先着順で窓口受付(郵送不可)となります。

2世帯とも入居資格の要件を満たしていることが必要です。

対象団地・部屋は常時受付の募集概要書をご覧ください。

